

# 自転車安全利用五則

## (1) 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

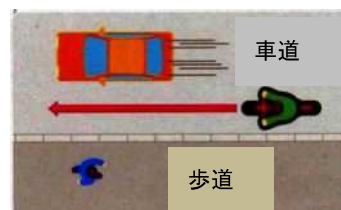
そして、自転車は、車道の左端に寄って通行しなければなりません。



自転車及び歩行者専用標識



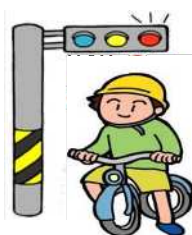
普通自転車歩道通行可の表示



## (2) 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



交差点での一時停止と安全確認



信号を守る

## (3) 夜間はライトを点灯



夜間はライトを点灯

## (4) 飲酒運転は禁止



飲酒運転の禁止

## (5) ヘルメットを着用

子供も大人もヘルメットを着用しましょう。また、児童や幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用のヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

※ 自転車安全利用五則は、令和4年11月1日に新しくなりました